

第77回国民体育大会医事・衛生基本方針

第77回国民体育大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、大会参加者等が清潔で快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、次の基本方針に基づき実施する。

1 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、団体等の協力を得て、応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

2 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、関係機関、団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

3 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関、団体等の協力を得て、食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

4 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、団体等のもとより、広く県民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適正な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

5 馬事衛生

馬術競技出場馬に対し、関係機関、団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対処できる診療体制を整える。